

第2回

# 今からはじめる**家族信託**入門セミナー



遺言では解決できない問題もおまかせ

不動産の**承継対策**を家族信託で解決する！

以下のような住宅会社・不動産会社様には是非ご参加頂きたい内容です

- 相続対策**のための**土地活用**を積極的に提案したい！
- オーナーや、その子世代から**贈与**や**相続対策**の相談を受けることがある！
- 先祖伝来の不動産を所有し、**遺産承継に不安**なオーナーがいる！
- 不動産オーナー**の**次の代との関係性**を強固にしたい！

日程

2017年

**10月17日 (火)**

会場

**横浜市開港記念会館**

〒231-0005

横浜市中区本町1丁目6番地

時間

セミナー 18:30～19:30

懇親会 19:40～(予定)

主催

みなと総合法律事務所

今後の予定

**第1回:9月4日(月)** 終了しました

**第3回:11月20日(月)**

※内容は、都合により変更する場合がございます。第3回の日程・場所の詳細は、当事務所までお問合せ下さい。

講師紹介



みなと総合法律事務所  
弁護士 細江 智洋  
神奈川県弁護士会所属  
一般社団法人民事信託推進センター会員



みなと総合法律事務所  
弁護士 海野 千宏  
神奈川県弁護士会所属  
一般社団法人民事信託推進センター会員

本紙をFAXにてお申込み下さい。(お申し込み確認のご連絡を差し上げます。)

お申し込みは  
コチラへ



**045-641-2845**

貴社名		参加者名	
所在地	〒	ご連絡先	TEL
		MAIL	
参加申込	<input type="checkbox"/> 第2回 <input type="checkbox"/> 第3回    (全回内容が異なります。連続受講がおすすめです)		
懇親会出欠	<input type="checkbox"/> 懇親会に参加する(参加費4000円) <input type="checkbox"/> 懇親会に参加しない		
ご要望	<input type="checkbox"/> 資料請求のみ <input type="checkbox"/> 具体的に相談したいことがある		

TVや雑誌でも  
話題！

# なぜ家族信託（民事信託）が 相続対策で最も有効なのか？

現在、相続対策で最も有効とも言われる家族信託（民事信託）ですが、  
家族信託には、以下の3つのメリットがあります。

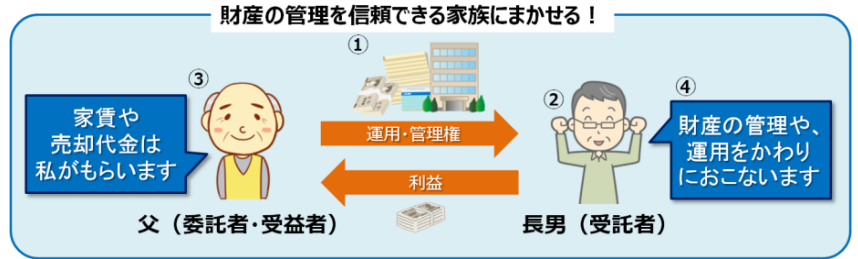
- ① **遺言**では対応できないニーズに応えることができる
- ② **成年後見**では対応できないニーズに応えることができる
- ③ **不動産共有に伴うリスク**を回避することができる



引用：東洋経済新報社、ダイヤモンド社

## ●そもそも家族信託(民事信託)とは？

家族信託（民事信託）とは、  
財産管理手法の1つとして、資産保有者  
（**委託者**）が「**契約**」によって、信頼できる  
相手（**受託者**）に対し、資産（不動産・  
預貯金・株式等）を移転し、一定の目的  
（**信託目的**）に従って、特定の人（**受益者**）  
のためにその資産（**信託財産**）を管理・  
処分することをいいます。



万が一**不動産オーナーが認知症**になると、**相続対策が継続できなくなるリスク**がありますが、  
**家族信託**を活用すると、**子どもが代わりに管理や修繕、契約や売却、建築**など、**資産活用**を継続して行う  
ことができるようになるため、**家族信託が注目**されています。

## 当社のご紹介

事務所名	みなと総合法律事務所
弁護士	家族信託担当 細江智洋、海野千宏
業務内容	家族信託・民事信託 相続・遺言・遺産分割 成年後見 生前対策（老い支度・終活サポート）
所在地	横浜市中区日本大通 1 4 番地 KN日本大通ビル4階
ご連絡先	TEL：045-641-2816 FAX：045-641-2845



日本大通り駅より徒歩3分  
JR関内駅より徒歩10分

### 家族信託活用事例集プレゼント

### 家族信託専門HPオープン！



今話題の家族信託・民事信託の活用方法を解説した「家族信託活用事例集」をご希望の皆様は無料でプレゼントいたします。  
家族信託事例集のプレゼントのみご希望のお客様は、申込用紙にその旨ご記入の上、FAXをご返送下さい。



当事務所では家族信託に積極的に取り組んでおり、先日、家族信託専門HPをオープンいたしました。実際の活用方法や最新情報を随時配信しておりますのでぜひお立ち寄りください。  
セミナー実績についても、当事務所ホームページからもご覧いただけます。

みなと総合 家族信託 検索

「資料請求のみしたい！」「具体的な相談をしたい！」お客様もOK！  
表面の申込用紙をFAXでご返送 または お電話でご連絡下さい！